

4 道路運送車両の安全性の確保

(1) 道路運送車両の構造、装置に関する保安上の技術的 基準の改善

ア 道路運送車両の保安基準の改善

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく道路運送車両の保安基準については、交通環境及び車両の使用形態の変化等に対応するよう不断に検討を加え、交通事故原因の分析解明、自動車の安全性に関する科学研究等の成果を保安基準に反映させることとし、歩行者・自転車の通行の安全、衝突事故の防止、衝突時の被害の軽減等に重点を置いて規制の強化を図る。

更に、国際的協力により推進する実験安全車開発計画に基づく成果や国際的動向を取り入れて、長期的視点に立った自動車の安全基準の策定に努める。

イ 車両の安全性に関する日本工業規格の整備等

車両の安全性に関する日本工業規格については、車両の走行上の安全、乗員の安全等に重点を置き、道路条件、生産技術、人間工学等の各方面から十分

な検討を加え、交通事故防止に寄与するようその整備に努める。

また、日本工業規格の厳正な適用を確保するため車両の装置、設備等を製造する日本工業規格表示許可工場に対する指導監督を強化し、車両の安全性の向上を図る。

(2) 自動車の検査及び整備の充実

ア 自動車の検査体制の充実

道路運送車両法に基づく自動車の新規検査、継続検査、構造変更検査等の確実な実施を図るため、国及び軽自動車検査協会並びに指定自動車整備事業者（いわゆる民間車検）による検査体制の整備を推進するとともに、指定自動車整備事業者制度の適正な運用を図るための事業者に対する指導監督を強化する。

イ 型式指定制度等の充実強化

車両の欠陥に起因する事故の発生を防止するため新型式自動車の安全性の審査については、総合的な安全性の確保の観点から審査項目の充実及び審査体

制の強化を図る。

また、自動車製造事業者における品質管理の徹底を図るため、指導監督を強化する。

ウ 自動車の点検整備の徹底等

(ア) 自動車の点検整備の徹底

整備不良車両の運行を防止するため、自動車の点検整備の確実な実施について、自動車関係諸団体を通じて、自動車使用者に対する広報活動等を推進するとともに、自動車の点検整備状況について、街頭車両検査、自動車運送事業者の監査等を行う。なお、自動車の点検整備に当たっては、座席ベルトが常時着用できる状態にあることについても確認するよう指導を行う。

(イ) 自動車分解整備事業の体質改善等

自動車の点検整備の受入体制を充実強化するため、自動車分解整備事業における設備の近代化及び自動車整備従事者の技能の向上を図る。このため、自動車分解整備事業の構造改善計画を推進するとともに、自動車整備士の養成施設及び養成内容の充実を促進する。

また、自動車分解整備事業者に対し、業務の正
正化を図るため、指導監督を強化する。

5 道路交通秩序の維持

(1) 交通の指導取締りの強化等

ア 一般道路における指導取締りの強化

一般道路においては、歩行者、自転車利用者の事
故防止及び幹線道路における重大事故の防止に重点
を置いて指導取締りを強力に推進する。このため、
交通の指導取締り体制を充実し、歩行者保護義務違
反等の取締り、幹線道路における交通秩序維持のた
めの街頭監視、違反車両の取締りなどの活動を強化
する。

イ 高速道路における指導取締りの強化

高速道路においては、重大な違反行為はもちろん
のこと、軽微な違反行為であっても重大事故に直結
するおそれがあることにかんがみ、高速道路におけ
る交通の指導取締り体制の整備を図り、効果的な機
動警らを実施するとともに、速度違反、整備不良車